

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 昭和二十七年年度並びに二十八年度人事
委員会外二箇所定期監査の結果公表

公 告

監査公告第百八号

地方自治法第九十九條の規定に基き昭和二十七年年度並
びに二十八年度にかかる人事委員会、公安委員会、地方
労働委員会の定期監査を執行したので、その結果を次の
通り公表する。

昭和二十九年六月二十六日

昭和二十九年六月二十六日
号 外

土曜日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治
同	角 田 健 太 郎
監査箇所	執行年月日
人事委員会	昭和二十八年十一月十日
公安委員会	同 日
地方労働委員会	同 年十一月二十六日
人事委員会	昭和二十八年十一月十日
監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治

監 査 概 況

一、委員の任期満了に伴い一時委員会機能は停止状態に

あつたが所管業務は概ね円滑に執行しているものと認められた。

二、職員の日直手当の規則改訂についての研究中のようだが、早期に制定すべきである。

なお、現行の日額旅費についても実情に即し難いものがあるので考究されたい。

三、昭和二十七年実施の職員採用資格試験合格者百六十八名中未就職者は昭和二十八年十一月一日現在六十七名ある。折角合格しながら未就職の状態は今後の試験について再考を要するものと認める。

公安委員会 昭和二十八年十一月十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、本会は県民の生命及び財産の保護、犯罪予防鎮圧、捜査並びに被疑者の逮捕、交通取締等公共の安全と秩序を保持すべく国家警察県本部職務の執行方針、運営

等を管理し、これと一体になり業務の執行状況は円滑と認められた。

二、出納経理その他の事務の処理状況は概ね良好と認められた

地方労働委員会 昭和二十八年十一月二十六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

監査概況

一、本会は労働関係諸法令に基づき労働争議の実情調査と斡旋、調停仲裁、不当労働行為の認定の労働組合の資格審査等管掌しているが、最近は特に内容が深刻化しつつあり、その執行状況は概ね公正妥当に執行しているものと認められた。

二、争議内容は給与の引上、解雇の取消要求、労働協約の締結等で複雑微妙な労働問題を示しており解決には益々困難性が倍加する傾向にある。これら争議は労使間の問題にとゞまらず本県産業振興を左右するものであり調停、仲裁については一層の配意と努力を切望す

る。

三、不当労働行為として受理したものは二十七年度二件二十八年度皆無ある。しかし提訴せず内部的に解決したものが二十七年度十二件、二十八年度三件ある。この外にも内部的紛争のものが相当発生しているものと

思料されるので積極的留意を望む。

四、業務関係その他一般事務の処理状況は概ね適正と認められた。